

政令第百十号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項、第八十三条第一項第一号及び第二号並びに第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第八号、第七十四条第二項及び第八十九条の五中「平成十四年五月十四日」を「平成十九年五月十四日」に改める。

第一百十条中「三十年」を「三十五年」に改める。

第一百三十三条第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「百六十一トン」を「二十トン」に、「三百七十八トン」を「四十九トン」に改める。

第一百四十四条第一項中「二百五十トン」を「三十二トン」に改める。

附 則

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。